

平成 20 年度

包括外部監査における「監査の結果」に
対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「委託契約（指定管理者制度を含む）について」

大 田 区

1 民間委託について

平成 20 年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

1 民間委託について

整理番号	所管部局課	項目	頁
9	地域振興部地域振興課	OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務	1
10	産業経済部産業振興課	大田区産業プラザ施設維持管理委託契約	3
26	福祉部高齢事業課	平成 19 年度大田区ふれあい入浴券取扱い業務委託	4
11, 22	保健所健康づくり課	大田区幼児歯科健康診査及びう蝕予防事業、平成 19 年度成人歯科健康診査委託契約	6
43-45	こども家庭部 保育サービス課	平成 19 年度 保育園調理業務の委託（高畑・多摩川保育園）、保育園調理業務の委託（仲池上・相生・南馬込第二保育園）、保育園調理業務の委託（美原・弁天橋・田園調布二丁目保育園）	8
46-51	こども家庭部 保育サービス課	大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託、大田区立萩中保育園運営業務の委託、大田区立西蒲田保育園運営業務の委託、大田区立浜竹保育園運営業務の委託、大田区立東蒲田保育園運営業務の委託、大田区立山王保育園運営業務の委託	9
53	まちづくり推進部住宅課	大田区営住宅等建物維持修繕業務の委託契約について	11
78	都市基盤整備部 調布まちなみ維持課	多摩川田園調布緑地の維持管理委託について	13
84-86	都市基盤整備部 蒲田まちなみ維持課	区営有料制自転車等駐車場業務委託（南センター）	15
87-89	都市基盤整備部 糞谷・羽田まちなみ維持課	87 公園維持業務委託（大田東、大森東地区） 88 公園維持業務委託（大田東、糞谷地区） 89 萩中・本羽田公園業務委託	16
99-111	教育総務部学務課	平成 19 年度学校給食調理業務委託について	17
113	教育総務部社会教育課	平成 19 年度大森本町複合施設設備保守業務委託	18
115	教育総務部大田図書館	平成 19 年度大田区立図書館業務の一部委託（大田図書館）	19
117	教育総務部大田図書館	（仮称）海苔資料館の展示設計及び展示製作委託	20
118	選挙管理委員会事務局	平成 19 年度ポスター掲示場の設置等委託	21

No.9	民間委託	部課名
	OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務	地域振興部地域振興課
監査の結果		措置状況
<p>委託契約に際して単独随意契約を行っている。OTA ふれあいフェスタは、大田区と OTA ふれあいフェスタ実行委員会、両者の共催によってイベントを行うという建前をとっている。開催企画書の原稿は大田区の担当者が作成しており、両者の会合において OTA ふれあいフェスタ実行委員会の委員は、大田区からその企画内容についての説明を受け、その内容を吟味して参考意見を述べる。それをもとに区が当該企画を変更等して最終的な開催企画書を作成しているということであった（開催企画書の原稿はほとんど変更がないとのことである）。また、当日のイベント開催における運営業務はすべて区の職員が主体となって行っており（現場の委託業者との打ち合わせを含む）、OTA ふれあいフェスタ実行委員会は全体的なイベントの内容決定に携わるに留まっているとのことである。つまり、形式的には業務委託という形式を取りながら、実際は区が直接行っているイベントとあって差支えないと考えられる。こうした点を踏まえ以下の点において問題があるといえる。</p> <p>（指摘事項）</p> <p>①契約形式について</p> <p>実際の現場のイベントはヒガ・アーツ&メタル株式会社（本社大田区）が OTA ふれあいフェスタ実行委員会の委託を受け行っている。委託金額は約 25,000 千円と総支出額の大部分を占めるにもかかわらず、当該業者を選定するにあたり、入札、公募等の手続をとらず単独随意契約を行っている。本来、「OTA ふれあいフェスタの開催に伴う委託業務」を業務委託として考えるなら、業務の大部分を再委託するのは望ましくなく、また再委託するとしてもより効率的にかつよりよいイベントとなるよう、実際の現場のイベントを行う業者選定にあたっては、入札や公募を実施するべきと考えられる。とりわけ、大田区が実質的に委託会社との手続を直接行っている以上は、業者選定手続に注意を払うべきである。実態が上記のように「業務委託契約」とは意を異にするものであり、業務の仕様書すら存在しておらず、実質的には区が主体的に行っているイベントと考えられる。</p>		<p>①平成 21 年 1 月 19 日の包括外部監査人による区長への報告を受け、指摘事項について対応を検討した。</p> <p>その結果、平成 21 年度から、OTA ふれあいフェスタ実行委員会に対して、従来どおり業務を委託するのではなく、補助金を支出することにより事業を実施する形態をとることとした。</p> <p>しかし、平成 21 年度当初予算の査定が終了していたため、平成 21 年 6 月 10 日付け 21 地地発第 11010 号において、「委託料」から「負担金、補助及び交付金」へ流用を行った。</p> <p>また、「OTA ふれあいフェスタ実施における補助金交付要綱」を策定して執行態勢を整備した。</p>

ただ、OTA ふれあいフェスタ実行委員会が独自で広告や協賛金によって資金を集め、「OTA ふれあいフェスタ」開催費用に充てており、こうした行為は区単独では不可能である。また、区と区民の共催という点をアピールするという「OTA ふれあいフェスタ」の目的からすると、業務を OTA ふれあいフェスタ実行委員会に委託してイベントを行うという形式を取りたいという区の意向も無視できるものではない。こうした点を踏まえ、契約形態についての見直しをする必要があると考えられる。例えば、OTA ふれあいフェスタ実行委員会への補助金として処理するなどの方法が考えられる。

No.10	民間委託	部課名
	大田区産業プラザ施設維持管理委託契約	産業経済部産業振興課
監査の結果		措置状況
指定管理者の項を参照のこと。		

No.26	民間委託		部課名																																														
	平成 19 年度大田区ふれあい入浴券取扱い業務委託		福祉部高齢事業課																																														
監査の結果			措置状況																																														
<p>①本契約の定額支払い部分について</p> <p>本契約には定額支払い部分がある。仕様書 6 請求方法 (3) によれば、「定額払い分については、公衆浴場毎に 1 回につき 50 人とし、偶数月には 4 回、奇数月には 3 回として算定すること」とあり、また、(4) には「実績払い分については、公衆浴場毎の使用済みふれあい入浴券が 1 ヶ月につき、偶数月には 200 枚、奇数月には 150 枚を超過した分として算定すること」とある。結局、起案書（保福高事発第 10630 号、決定平成 19 年 2 月 13 日）には、</p> <p>単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>浴場数</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>回数</th> <th>利用者数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>定額払</td> <td>偶数月</td> <td>74</td> <td>件</td> <td>430</td> <td>24</td> <td>50</td> <td>38,184,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>定額払</td> <td>奇数月</td> <td>74</td> <td>件</td> <td>430</td> <td>18</td> <td>50</td> <td>28,638,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>実績払</td> <td></td> <td></td> <td>件</td> <td>430</td> <td>42</td> <td>3,400</td> <td>61,404,000</td> </tr> <tr> <td colspan="8">合計</td> <td>128,226,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>という内訳書が添付されており、支出予定金額も 128,226,000 円と記載されている。問題は、この部分が仕様書 2 (2) ①記載の本事業の当初の目的である「ひとり暮らしの高齢者が、公衆浴場の利用を通じて、地域とふれあい孤独感の解消を図ること」に照らして妥当であるかどうか、すなわち、事実上の補助金等に当たらないかどうかである。なぜ、このような定額払い部分があるのかについて、ヒアリング時に担当部局から得た文書による回答は次のとおりであった。「当初（平成 14 年度以前）、入浴券の支払い金額は、単価×実績枚数だった。しかし、当時から浴場の経営は苦しく、毎年組合から、『固定給のようなものを付けてもらえないと協力できない』などの要望が出されていた。そこで、当時の担当職員が各浴場に実際に行き、経営者等から話を聞いて回った。当初は、経営努力で何とかなるのではという思いもあったが、実際に話を聞いてみると、『後継者がいない』、『スーパー銭湯にお客さんが流れてしまうが、いまさらスーパー銭湯に対抗できるような施設を作ったところで借金が残る』など、経営努力だけではどうにもならない問題があることがわかった。各浴場の経営が非常に厳しい</p>				品名	規格	浴場数	単位	単価	回数	利用者数	金額	1	定額払	偶数月	74	件	430	24	50	38,184,000	2	定額払	奇数月	74	件	430	18	50	28,638,000	3	実績払			件	430	42	3,400	61,404,000	合計								128,226,000	<p>指摘事項の改善に向け、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部と検討を進めております。</p>	
	品名	規格	浴場数	単位	単価	回数	利用者数	金額																																									
1	定額払	偶数月	74	件	430	24	50	38,184,000																																									
2	定額払	奇数月	74	件	430	18	50	28,638,000																																									
3	実績払			件	430	42	3,400	61,404,000																																									
合計								128,226,000																																									

のは事実であり、また、浴場組合の協力が得られなければ、当事業を円滑に実施できなくなるため、ある程度の保証をしていくことが必要だということになり、定額払いを開始した」。しかしながら、ここで述べられている状況に対する対応は、産業経済部産業振興課が行っている「東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部事業助成補助金」等を見直すことによって対応すべきものであって、高齢事業課が行うべきものとはいえない。そうでないと実質的に補助金とみられるものが形式的に委託料で処理されることになり、また、実質的に産業振興課で行うべき支出が形式的に高齢事業課に付替えられているなどの問題があると考えられる。なお、参考としていえば、障害福祉課が行っている心身障害児(者)移送サービス事業(自動車燃料費)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)、心身障害児(者)移送サービス事業(福祉タクシー)の委託についても、ここで取上げているものと同様に、受益者と受託者＝契約者が異なっているのが特徴となっているが、この場合には、+3%の組合処理手数料の上乗せがあるものの、本事案のような定額支払い部分はないものとなっている。他の事業との整合性にも留意して検討を重ねられたい。

	民間委託	部課名													
No.11, 22	大田区幼児歯科健康診査及びう蝕予防事業、平成 19 年度成人歯科健康診査委託契約	保健所健康づくり課													
監査の結果		措置状況													
<p>①大森歯科医師会と蒲田歯科医師会との契約の相違について 今回対象になったのは大森歯科医師会との委託契約であるが、大田区内には、大森のほかに蒲田歯科医師会も存在する。ところが、大森歯科医師会と蒲田歯科医師会とはその委託契約の内容あるいは範囲が異なる。その理由について、起案（平成 16 年 3 月 29 日、決定平成 16 年 3 月 31 日）保福計発 1735 号には、次のようにある。「蒲田歯科医師会取扱い分の歯科健康診査委託料については同医師会と契約し同医師会にまとめて支払っていたが消費税の取扱いについて、所轄の税務署より指摘を受けたため、同医師会と協議のうえ、平成 12 年度から各個別医療機関へ直接委託料を支払う方法へ変更した。同医師会内には約 200 の歯科医があり、また、1 歯科医に対しての委託件数がかみはず契約時に負担行為金額を設定することが困難なため、財務システムの管理によらない帳簿方式で行うこととする」。当該起案により、平成 12 年度から蒲田歯科医師会管内の医師には、歯科医師会を経由せず直接支払いを行っている。問題は、大森歯科医師会との契約（平成 19 年度成人歯科健康診査の委託契約）では</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="161 1364 922 1657"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>委託種別</th> <th>委託料 単価</th> <th>事務取扱 手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>歯科医健康診査委託料（成人歯科健康診査）</td> <td>6,100</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>健診等委託料（かかりつけ歯科医 定着促進）</td> <td>3,000</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>というように、歯科医師会がとる事務取扱手数料が 1 件当たり 330 円かかっているところ、蒲田でも大森歯科医師会と同額の手数を支払っていることである。説明によれば、蒲田歯科医師会に払っている手数料は、請求時において各医療機関が医師会に書類を送付し、蒲田歯科医師会の審査を経て大田区に請求しており、当該手数料はその審査にかかる手数料とのことである。思うに、大森歯科医師会との場合とは異なり、蒲田歯科医師会との場合においては、振込みにかかる労</p>		No.	委託種別	委託料 単価	事務取扱 手数料	1	歯科医健康診査委託料（成人歯科健康診査）	6,100	330	2	健診等委託料（かかりつけ歯科医 定着促進）	3,000	—	<p>①平成 21 年度委託契約から、蒲田歯科医師会との契約は、大森歯科医師会と同じ委託内容（歯科健康診査委託料を区から歯科医師会へ一括で支払う）で実施しております。</p>	
No.	委託種別	委託料 単価	事務取扱 手数料												
1	歯科医健康診査委託料（成人歯科健康診査）	6,100	330												
2	健診等委託料（かかりつけ歯科医 定着促進）	3,000	—												

力や工数は大田区が負担していることから、大森と蒲田が同一の手数料であるのは合理性に反すると考えられる。また、起案の文面だけでは詳らかではないが、蒲田において消費税上の問題があったとするならば、税務上の画一処理の要請からは、蒲田だけではなく大森もいずれ同一の取扱いになる虞があるのではないだろうか。また、同様の契約をしている他の団体との消費税の扱いはどうなるのであろうか。いずれにしても本件については早急に整理検討しておく必要があると考える。

	民間委託	部課名
No.43-45	平成 19 年度 保育園調理業務の委託（高畑・多摩川保育園）、保育園調理業務の委託（仲池上・相生・南馬込第二保育園）、保育園調理業務の委託（美原・弁天橋・田園調布二丁目保育園）	こども家庭部保育サービス課
監査の結果	措置状況	
<p>①地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当の可否について</p> <p>上記のとおり、今回対象となったアイビス株式会社、株式会社藤江、株式会社レクトンとは、「業者推薦書」に基づき、随意契約を締結している。問題は、これらの業者との随意契約の継続が、委託料の高止まりに繋がっていないかどうかである。説明によれば、保育サービス課では新たな業者を探している状態にあり、その意味において、新規参入の促進を妨げていることはないとのことであった。しかしながら、本件のケースにおいては、解釈による見解の相違はあるものの、現状、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に直接的に該当する状況にはないのではないかと考えられる。なぜなら、すでに 4 社という複数社が受託に応じており、複数による競争は可能あると考えられるからである。現在、業者推薦書によって、業者を絞っているばかりか、各保育園に各業者を貼付けにしており（下記表参照）、シャッフリングやローテーション等も行わせていない合理的な理由が見出せなかった。おそらく、これらの貼付けは各園の特殊性（0 歳児園等、対象園児の構成）などによるものとも考えられるが、少なくともヒアリング時においては、この点についての明確な回答が得られなかった。仮に、随意契約にするにしても各業者に仕様や計画を争わせる方法（プロポーザル方式等）の方が、価格が下がる可能性がある。見積り金額の積算根拠の合理性も、見積合せ等を行っていないため、立証しにくい状況になっている。改善することが好ましいと考える。</p>	<p>①保育所における調理業務の委託については、平成 10 年 2 月 18 日付・児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知により、「保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面での質の確保が図られるべきであり、(略)施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、(略)当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。」と規定されている。また、受託業者については、「調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。」と規定されている。</p> <p>上記のことから、食物アレルギー児の除去食対応や、零歳児の離乳食などに習熟している業者による安定した給食提供が可能な事業者を業者推薦している。</p> <p>業者選定においては、「大田区保育園給食調理業務民間委託業者選定委員会設置要綱」(平成 13 年 11 月 30 日助役決定)に基づき、毎年、調理業務委託保育園の保育園長・栄養士より「給食調理業務民間委託業者状況報告書」を求め、業者の調理業務内容や対応についての評価を行っている。今後も、要綱の規定に基づき現在受託している事業者の調理業務に適切な評価を行い、評価結果に基づき次年度の業者推薦について検討を行う。</p>	

	民間委託	部課名
No.46-51	大田区立中央八丁目保育園運営業務の委託、大田区立萩中保育園運営業務の委託、大田区立西蒲田保育園運営業務の委託、大田区立浜竹保育園運営業務の委託、大田区立東蒲田保育園運営業務の委託、大田区立山王保育園運営業務の委託	こども家庭部保育サービス課
監査の結果		措置状況
<p>①プロポーザルの選考基準について</p> <p>1つ目は、プロポーザルにおける選考基準の評価に関して、サービス面のインパクトを100%としており、価格面のインパクトを評価基準としてはとっておらず、価格面については審査の中で補足的にしか考慮していない点である。ただし、平成18年度以降の「民立民営」方式への移管による民営化プロポーザル選定では、すでに認可保育園を運営している社会福祉法人のみを選考の対象としている。そのため、「民立民営」については、委託料ではなく社会福祉法人に交付される補助金により園の運営が賄われることになる。この結果、価格面のインパクトは評価の対象からはずしているとの説明を受けたが、ここで取上げているのは「区立民営」の委託時の選考の問題であり、価格面については表記の内容のとおりとのことである。他の部局のプロポーザルについて、例えば、大田区立図書館の指定管理者選定委員会の議事録によれば、第1次審査30点、第2次審査85点、価格審査50点、合計165点満点でやっており、価格審査のインパクトを約30%とっているし、大田区図書館システム開発委託の業者選定のプロポーザルにおいては、技術点60点、価格点40点、合計100点満点でやっており、価格審査のインパクトを40%としている。そもそも当該事業を外部委託する趣旨の1つに「業務の効率化」があるとすれば、プロポーザルにおいて価格面を、審査上の参考としてしか考慮していないことには問題がある。(なお、サービス面については、業者の管理運営する既存施設へ見学に行くなど、念入りな調査を実施しているとのことである。)</p>		<p>①大田区では「保育サービス充実のための行動指針」により、区民の多様なニーズに応え保育サービスを拡充する取組みの方向を定めている。これに基づき民間との連携により、長時間保育や休日保育などのニーズに応え利便性を高められるよう区立保育園を順次民営化する計画を立て実施している。</p> <p>民営化に際して、より優良な事業者へ委託・移管できるように企画立案方式(プロポーザル)により法人事業者の選定を行っている。選定を行う選定委員会は、運営事業者の選定に関することを審議し区長に報告する。</p> <p>選定委員会の構成は、学識経験者が3名。内2名は保育園長経験者。これは保育の現場を熟知しており、より質の高い保育が実行されるかを審査するためである。公認会計士を1名委員として、安定的な保育園運営がなされるかを経営的な面から審査も行っている。また、保育園は地域に根ざした子育て支援施策であるため、その利用者・地域の福祉関係者として、当該保育園の父母会長又は地区民生委員会会長も審査に加わっている。</p> <p>上記のとおり、コストインパクトの割合をあえて定めずに業務の効率化にもつながるよう総合的に比較選定することとしている。プロポーザル選考基準の評価にあたっては、事業者が提供する保育サービスの質に重点をおいており、仮に、同質のサービスコストの比較になれば安価な提案の選択になることは当然としながら価格競争(運営費)を基とする低廉な価格を提示する事業者を優先的に選定するとの観点を取っていない。</p>

②「業務委託仕様書」の中の規定の問題について

2つ目は「業務委託仕様書」の中の規定についてである。「業務委託仕様書」には以下のような規定がある。

「(委託料の経理) 第 10

乙は、委託料の経理に当たっては、収支計算書又は損益計算書において、園に係る区分を設け、委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。

2 乙は、前項の委託料の経理に関する帳簿及び関係書類を委託業務終了後から5年間保存するものとする。

(委託料の返還) 第 11

委託料を他の用途へ使用したときや交付決定に違反したときは、甲は乙に対して、委託料の取消し又は返還命令をすることができる」

会計上の問題として、直接費を委託事業と自主事業とに明確に区分することは可能であるが、間接費を明確に区分することは難しく解釈や判断の余地が不可避免的に混入する。一般の事業会社が当該契約しているということは、直接費部分のみによる完全な実費弁償ではなく、間接費や管理費、利益部分、非支出経費も担保されたうえでの価格になっているはずである。そうでなければ、当該業務に進出する営利企業のメリットは乏しく、営利企業等としての事業の継続は難しい。そう考えるのが自然である。したがって、こうした意味においては、上記仕様書(委託料の経理)第10、(委託料の返還)第11の文言を厳密に解すると、事業者にとっては契約自体が難しいことになる。実際、本件の委託の場合、サンプリングベースで見たところ、いずれのケースも契約金額=報告金額となっており、いわゆる精算という行為はなされていないし、そのチェックも一定以上の会計的な知識がないと難しいと思われる。もし、①で指摘したように、選考時点で価格面での競争原理が働いている選考が行われているならば、精算という行為が行われなくても業者の得る利益は一定の範囲で適正なものとなるであろうが、本件においては、プロポーザルによる選考基準での価格面での考慮が審査上の参考としてしか評価されていないために業者の得る利益が適正なものになっているという保証がない。したがって、契約規定に精算条項をいれるべきかもしれないが、それも行われていない。結局、プロポーザルにより一般業者を委託業者にする場合、この規定はいかなる意味があるのか、プロポーザルでの評価基準に価格面での評価が大きな割合では含まれていないこととともに、この点について再考する必要があると考える。

②業務委託仕様書の「委託事業と自主事業を明確に区分して処理するものとする。」との規定については、保育園の園運営では、大きく分けて、保育園事務費と保育園事業費とに分けており、その中でも区負担と事業者負担とに明確に負担割合を分けることを求めるものである。

その中で事業者負担と分けているものが委託契約として区が委託料を支払い法人が行なってもらっているものである。

自主事業と想定しているものは、区が負担するもの以上に事業者が行なおうとする事業である。

例えば区の定期清掃以外に本部職員による園内清掃の回数を増やすものなど、職員の手配が本部職員内であるものや、内容によっては明確に分けられないものなどが多い。しかし、今後は、明確に区分できるものは区分できるように処理をしていきたい。

No.53	民間委託 大田区営住宅等建物維持修繕業務の委託契約 について	部課名 まちづくり推進部住宅課
監査の結果		措置状況
<p>① 契約価格の公正性確保について</p> <p>本契約締結にあたり、大田区内部における見積の精査を実施した上で契約しているものの、委託業者よりの見積につき他の業者の見積とは比較検討することなく、契約が締結されていたとのことであった。本契約は単独随意契約であることから、価格設定の公正性を確保する観点から、少なくとも相見積を入手する等、価格設定のプロセスを明確化する必要があるものとする¹。</p> <p>¹ なお、「東京都住宅供給公社契約規定」（平成17年4月28日改定）においては、東京都住宅供給公社が締結する委託契約につき原則として一般競争入札を要請しており、例外的に随意契約を行う場合においても一般競争入札時における予定価格を変更することはできない旨規定されており、価格の公正性の担保を要請している。</p>	<p>①価格設定について、区の積算等の方法で公平性が確保できるように、プロセスを明確化する。</p>	
<p>② 委託業者の取り決めについて</p> <p>本契約は過去より継続されており、委託業者は少なくとも平成15年度より継続的に蒲田開発事業株式会社である。当社は大田区の外郭団体であるものの、株式会社であることから、他の外郭団体とは異なり、「区長が指定する委託契約」の第2号「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」には該当させることができないため、第8号に該当させ単独随意契約を継続している。価格の公正性については既述のとおりであるが、委託先選定についても公正性が確保されている論拠を準備する必要があるものとする。</p>	<p>②蒲田開発事業株式会社は、蒲田のまちづくりを推進することを目的として、区が1/2以上出資して設立した第3セクターである。</p> <p>以上のことから「区長が指定する委託契約」の第2号「営利を目的としない団体又は個人との委託契約」に類似するものとして、第8号「前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認めた委託契約」に該当するものである。</p>	
<p>③ 委託料の流用について</p> <p>本件管理対象物件は複数存在する。見積金額は物件単位で設定されており、具体的管理業務も物件単位で実施される。本案件において、区営住宅管理費の1,538,711円は区民住宅管理費に流用されており、同じく248,857円は高齢者アパートに流用されていた。また、シルバーピア管理費の2,101,169円も高齢者アパートに流用されていたが、契約上は物件間、管理項目間の経費の流用に関する規定は存</p>	<p>③物件ごとの流用規定を契約書に明記する。</p> <p>また、修繕にあつては、補修規模や件数等、不確定要素が多分にある。確定払いとした場合には、請負業者又は、区が過大な負担を負うことにもなりかねないため確定払いになじまない。これまでどおり概算払いとするが、執行にあたって、そのプロセス</p>	

在しなかった。当該流用につき、大田区では執行状況の報告を受けて許可しており、執行にあたっては大田区からの指示書（住宅修繕依頼書）により指示しているとのことであった。本契約は、概算払であることから、流用についてもおそらくは問題とはならないようにも思われるが、流用の可否または条件等につき、契約上明確にしておく必要がある。さらに、概算払である以上、精算を要するものであることから、大田区として、監査等の手続による、精算額の正当性の検証が必要とも考える。一方、上記①に記載の見積の精査が正しく、本契約の価格が公正に設定されていたものと仮定するならば、委託先の契約価格に対する執行費用の過不足額は、委託先の責に帰すべき性質のものと考えられ、この場合、精算額の正当性の確保ではなく、概算払としてではなく確定額として取扱うべきものとする。

を確認するとともに、精算にあたっては、大田区による慎重な審査を実施する。

	民間委託	部課名
No.78	多摩川田園調布緑地の維持管理委託について	都市基盤整備部 調布まちなみ維持課
監査の結果		措置状況
<p>6) 結果及び意見</p> <p>前記のように、多摩川緑地広場管理公社は登記もされておらず、法的な裏付け（権利義務の統一的帰属点としての第三者対抗要件等の具備）が不十分な状態にある。世田谷区との協定が唯一の存在根拠といえとも考えられる状態にある。現在、当該団体に対して「多摩川田園調布緑地の維持管理委託」という名称で業務の委託を行っているが、次の点において問題があると考えられる。なお、当該指摘事項等の措置に当たっては、世田谷区との調整があるため、最終的には両者の合意が必要となる。</p> <p>① 現状の委託体制の見直しについて</p> <p>大田区では、多摩川緑地広場管理公社は両区の職員又はOBが主体となって、それらを統括、管理運営する仕事を行っており、緑地の維持管理業務等の主要な業務は再委託されて、外形上は、指定管理者制度導入前の「管理委託制度」による委託を継続している状態にあると考えられる。しかし「指定管理者制度」が導入された今となっては、「指定管理制度」を導入するか、区が直接管理監督するかどちらかの方式で「委託」する必要があると考える。現状、「業務委託」（区が直接管理監督する方式）を採用しているにかかわらず、その間に、多摩川緑地広場管理公社が介在して再委託が行われており、「委託」の方式に問題がある。仮に「指定管理制度」を導入するならば多摩川緑地広場管理公社が任意団体であるため、大田区においては指定管理者とすることは不可となる。もし、大田区と世田谷区の共同管理という原則を固持するならば、新たに指定管理者となる法人を設立する必要性が生じることになる。</p>		<p>①指摘の多摩川田園調布緑地の維持管理委託については、6月26日世田谷区の担当者と第1回目の検討会を開催した。今後検討会を重ねて協議していく。</p>

<p>②入札方法ないし指定方法等について</p> <p>現在、当該委託契約は多摩川緑地広場管理公社と単独随意契約により契約している。これにあたっては、「区長が指定する委託契約」の第 8 号「前各号に掲げるもののほか、経営管理部総務担当部長が特に適当と認めた委契約」に該当するとしているようである。しかしながら、実際の作業のほとんどが単純作業であるため、これが、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとは考えにくい。世田谷区との協定上、やむをえない事情があるが、そのことによって「指名競争入札」をせずに「単独随意契約」で行うことが許されるとは考えにくい。</p>	<p>②指摘の指名競争入札については、指摘事項①の検討会で協議している。</p>
<p>③法人税等の申告について</p> <p>現在、多摩川緑地広場管理公社は法人としての申告（法人税、消費税等）を行っていないとのことである。最終的に法人税法上の課税所得が生じていないとしても、「業務委託料」としての収入がある以上、消費税の納税義務は生じていると考えられる。善処されたい。</p>	<p>③指摘の消費税の納税義務については、指摘事項①の検討会で協議している。</p>

No.84-86	民間委託	部課名
	区営有料制自転車等駐車場業務委託 (南センター)	都市基盤整備部 蒲田まちなみ維持課
監査の結果		措置状況
<p>①収納業務における収納金額の振込について</p> <p>86. の収納業務につき、サンプルとして抽出した4月から6月までの振込通知書によると、4月分の振込は5月29日に、5月分の振込は7月6日に、6月分の振込は7月18日に実施されており、契約書に添付されている「区営有料制自転車駐車場の使用料収納事務取扱要領」、すなわち、当月の収納金額は翌月1日から5日まで(3月のみ原則として4月1日)に大田区指定金融機関に振込む旨の規定に、準拠していなかった。このことは、委託業者に対する実質的な短期資金融通とも見受けられる。今後、収納金回収の徹底が必要である。</p>		<p>①収納事務受託業者に対し、収納期日までに収納実施を大田区へ報告するよう確約させ、払込期日の徹底をはかった。</p> <p>この結果、平成21年度については、収納期日までに振込みが行なわれていることを確認している。</p>

	民間委託	部課名
No.87-89	87 公園維持業務委託（大田東、大森東地区） 88 公園維持業務委託（大田東、糀谷地区） 89 萩中・本羽田公園業務委託	都市基盤整備部 糀谷・羽田まちなみ維持課
監査の結果		措置状況
<p>①請求書の記載内容について</p> <p>公園維持業務委託（大田東、大森東地区）の業務委託について委託業者からの月々の請求書に請求金額がいつの期間に属する請求なのか（第何回目の請求なのか）の記載がなく請求がなされている。月々の金額が同じであるため（平成19年4月分以外）、一見すると判別できず、不明瞭である。改善の余地があると考えられる。</p>		<p>①平成20年12月分から、請求書の件名に「〇月分」と記入するように各業者に指示し改善済みです。</p>

	民間委託	部課名
No.99-111	平成 19 年度学校給食調理業務委託について	教育総務部学務課
監査の結果		措置状況
<p>① 随意契約について（その1）</p> <p>受託業者は、大田区教育委員会次長、庶務課長、指導室長、学務課長、経営管理部経理管財課長及び学校長から構成される「大田区学校給食調理業務委託業者選考委員会」からの推薦を受けて推薦される。これにより、随意契約をする受託業者を決定し、契約確定後5年間は契約を継続することとなっている。現在、13の業者と契約を締結しているが、随意契約を継続すると、新規の参入が阻害され特定の業者に偏ってしまう、価格が高止まりしてしまう等、不公正な契約となる虞があることから、新たな業者の選定を検討すべきである。</p>		<p>① 随意契約について（その1）</p> <p>子どもに安全で安心な給食を確実に提供するためには、受託業者の実績や委託校での評価を踏まえて委託業者を決定する必要があることから、競争入札ではなく、「大田区学校給食調理業務委託業者選考委員会」からの推薦を受けた業者を随意契約により選定しています。</p> <p>過去5年間は新規業者の参入がございましたが、次年度は新規の業者の参入を図ります。</p>
<p>②随意契約について（その2）</p> <p>選考委員会議事録によれば、1社との随意契約については、原則5年間で委託校を変更する方針であるが、5年間を超えて委託を行っている受託業者も散見される。そのため、例外として、原則5年間という方針を変更するとしても、その後も継続する場合の基準（例えば、過去の実績が優良である等）を明示する必要があると考えられる。</p>		<p>② 随意契約について（その2）</p> <p>原則5年間で委託校を変更することとしていますが、給食の質を確保するため、及び、学校栄養士と委託業者が一緒に代ることによる混乱を避けるため、このような場合には例外的に、過去の実績が優良であることを前提に5年間を超過した期間の契約を行っています。</p>
<p>③委託の person fee について</p> <p>最後に委託料算定の根拠である。委託料の大半は person fee であるが、その想定 person fee は平成7年に委託を導入した際に、すでに導入していた区の給与を参考にして、それに、その後の大田区の給与のベースアップを考慮した数値を用いている。この金額に根拠はあるものの、その後、13年経過し、給食の委託を開始した自治体は多数あると想定されることから、こうした状況も勘案して、想定 person fee についての算定方法を改正するか、①、②を踏まえて随意契約自体を見直すことが必要と考える。</p>		<p>③委託の person fee について</p> <p>昨年度、23区の委託料や区内の同一業種の賃金状況等を参考に、person fee の見直しを行い、今年度から実施しました。</p>

No.113	民間委託	部課名
	平成 19 年度大森本町複合施設設備保守業務委託	教育総務部社会教育課
監査の結果		措置状況
<p>①資料の保存について</p> <p>ヒアリングによれば、業務報告書は毎月送られてきているが、当該報告書は中身を確認した後、業者に戻され業者が保管しているとのことである。業務報告書を全て保管することは物理的に難しいと思われるが、表紙をコピーしておくか業務報告書を受領したことを証する書類を保存しておくことが管理上望ましいと思われる。</p>		<p>①指摘を受け平成 20 年度分以降については、表紙のコピーを社会教育課で保存しています。</p>

	民間委託	部課名
No.115	平成19年度大田区立図書館業務の一部委託（大田図書館）	教育総務部大田図書館
監査の結果		措置状況
<p>①支払いの遅延について</p> <p>請求書日が7月2日、起票日も7月2日、決済日が7月27日、執行済印日が8月1日となっているケースがあった。</p> <p>「契約書」第12条1項の「受理した日から30日以内に支払い」という文言を厳密に解せば、7月2日に受理しているため「30日以内の支払い」となると7月31日までに支払うべきであった。注意されたい。</p>		<p>①現在、「契約書」の規定に従い「30日以内の支払い」を厳守しています。</p>

No.117	民間委託 (仮称)海苔資料館の展示設計及び展示製作委託	部課名 教育総務部大田図書館
監査の結果		措置状況
<p>①選考における価格面の配点について</p> <p>本件について、最も問題があると考えるのは、上記のように、従来であれば「入札」で行うべきところを、「プロポーザル」を行って随意契約としたのであるが、「入札」で最重要視されるべき価格面を、今回のプロポーザルにおいては「参考」として評価の対象からはずしていた点である。結果として最低価格提示者の評価が高く問題は生じなかったが、手続として「見積価格」も評価の対象に加えないと通常の場合（競争入札）との整合性がとれないと考える。</p>		<p>①《期 日》「次回選考まで」</p> <p>「プロポーザル」を行ったのは一定のスケジュールの中で価格のみを重視することなく、資料館として最もふさわしい展示内容を競わせたからである。価格については、自前に概ねの金額を提示しており「参考」とした。</p> <p>しかし、今後は価格も含めた評価により最も相応しいものが選ばれるよう、選考方法を検討する。</p>
<p>②通常と異なる手続であったことについて</p> <p>上記に記載の通り、本件については、なぜ、通例にしたがった手続あるいは処理にならなかったのか、すなわち、なぜ、そこまで急ぐ必要があったのか、その理由を明確にしておく必要がある。</p>		<p>②通常であれば、基本設計、実施設計と段階を踏むべきものであるが、計画の見直しがあり、施設の開館を1年以上前倒して平成20年4月と決定したため、異なる手続をとることとなった。</p>

No.118	民間委託	部課名
	平成19年度ポスター掲示場の設置等委託	選挙管理委員会事務局
監査の結果		措置状況
<p>① 掲示板による事故に備えるための保険に加入について当該保険の加入について、区では保険証券等の入手はしておらず、また、保険の種類や瑕疵担保額に関する指導等も特に実施してはいないとのことであった。このことから、保険加入に関する状況は把握できなかった。契約において保険加入を義務付けている以上、万が一の場合に備えて、委託業者に保険加入を強制させるよう指導するとともに、保険証券の写しを提出させる等、付保の実行可能性を確保することが必要である。</p>		<p>①平成21年7月12日執行の東京都議会議員選挙から、委託業者が加入している保険証券の写しを提出させている。</p>

2 指定管理者制度について

平成 20 年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

1 指定管理者制度について

整理番号	所管部局課	項目	頁
2-6	地域振興部地域振興課	大田区民ホール（アプリコ）、大田区民プラザ、大田文化の森、熊谷恒子記念館、龍子記念館	1
7	地域振興部地域振興課	大田区営アロマ地下駐車場	3
8	地域振興部地域振興課	大田区休養村とうぶ	5
9-16	産業経済部産業振興課	大田産業プラザ、大田区立下丸子テンポラリー工場、大田区立本羽田二丁目工場アパート、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート、大田区中小企業者賃貸住宅、大田区創業支援施設、大田区新産業創造支援施設、大田区産学連携施設	6

No.2-6	指定管理者 大田区民ホール（アプリコ）、大田区民プラザ、 大田文化の森、熊谷恒子記念館、龍子記念館	部課名 地域振興部地域振興課
監査の結果		措置状況
<p>① 修繕等の経費負担のあり方について</p> <p>施設等の修繕費について区と指定管理者のどちらで負担するかという問題については、基本協定書第10条（区民プラザ等の修繕等）に定められており、第1項には「区民プラザ等における小破修理及び1件当たり30万円未満の修繕については乙（注：財団法人大田区文化振興協会）が行うものとする」とあり、第2項には「区民プラザ等における1件当たり30万円以上の修繕については、甲乙の協議の上、乙が行う修繕について、その内容を年度協定書において定めるものとする」とあり、第3項には「乙が行う区民プラザ等の備品の購入、記念館の作品又は絵画の修復及び記念館の特別展の開催の計画については、甲乙の協議の上、その内容を年度協定書において定めるものとする」とある。</p> <p>ところが、平成19年度においては財団が再委託に際して入札を実施した結果等により、大幅に支出を抑えることに成功したことから、その余裕額をもって本来区の負担で修繕すべきと思われる支出を財団が負担していた。区が当該支出を負担するには補正予算を組まなければならない、緊急を要する工事であったため、財団が負担することはやむを得ないのかもしれない。また、区と財団の間では、最終的に精算が行われることから、実質的な問題はないとも考えられる。しかしながら、19年度の年度協定書には、「龍子記念館」や「熊谷恒子記念館」の修繕については、一切定めがないにも関わらず、「龍子記念館」で19,979,715円、「熊谷恒子記念館」で4,357,000円の修繕費が指定管理料管理代行費として区に請求され支出されている。協定上こうした請求は無効とすべき行為であり、区が直接負担すべき性質のものである。今後、他の民間の指定管理者に事業計画書を提出させるような状況となった場合には、大田区と当該財団法人の行っているこうした不明瞭な行為が、厳格に問われることになりかねない。このため、今後協定上の修繕費等の経費負担の定め方について検討する必要があると考えられる。</p>	<p>① 指摘のあった龍子記念館の修繕費19,979,715円の内訳は、作品・絵画の修復費19,110,000円、施設の小破修理費の合計869,715円であり、また熊谷恒子記念館の修繕費4,357,000円の内訳は、作品の修復費が4,168,000円、施設の小破修理費が189,000円です。</p> <p>作品等の修復については、予算でそれぞれ絵画修復3点19,110,000円、作品修理10点4,168,000円を計上し、平成19年度協定書第7条で作品・絵画の修復について定めています。</p> <p>基本協定書で小破修理及び1件30万円未満の修繕は指定管理者が行うことになっていますが、建物等の緊急な修繕については、区と財団が協議しながら対応しております。</p>	

② 管理代行経費（指定管理収入で負担）と文化振興協会の運営費（補助金及び自主財源での負担部分）の区分について

基本的に当該財団法人の収入は主として3つに分けられる。指定管理料収入と補助金と自主事業収入である。平成19年度において、これらの収入は決算書グロスベースでそれぞれ、指定管理収入853,119千円、補助金163,162千円、自主事業収入117,310千円となっている。ここで、これらを前者と後二者とに分け、経費等の按分関係について検討する。問題は、両者で共通に係ると思われる経費についても案分計算することなく、すべて管理代行経費として処理していることにある。例えば、光熱水料費についてはすべて管理代行経費（指定管理収入で負担）としている。また、人件費については、文化振興協会の運営費の負担としている人件費は限定されており、管理代行経費の中に財団の本部事業の運営にかかわっていると考えられる人件費（運営費）が多分に計上されていると推測される。例えば、大田区民プラザ管理課の責任者、あるいは、大田区民ホール館長の責任者は当該財団法人の本部事業の運営にも部分的には関与していると考えられるが、それに係る人件費はすべて管理代行経費として処理しているし、さらにまた、大田文化の森、龍子記念館、に係る人件費についてもすべて管理代行経費として処理しており、当該財団法人の本部事業の運営には一切負担させていない。つまり、本来、補助金等の収入によって賄うべき経費の一部を管理代行経費として指定管理料収入の負担としているものと考えられる。区の指定管理料を決定する際において、管理代行経費（指定管理収入で負担）と文化振興協会の運営費（補助金及び自主財源での負担部分）をより厳密に算定して指定管理費を決定する必要がある。

② 大田区民プラザ等の職員が、施設の管理業務と財団本部の業務の両面に携わっていますが、人件費は管理代行費に計上されているのが現状であり、好ましくない状況と認識しています。

文化振興協会は、平成22年4月に新公益法人への移行を目指しているため、これを機会に誤解を受けないような形に改めていきたい。

No.7	指定管理者	部課名
	大田区営アロマ地下駐車場	地域振興部地域振興課
監査の結果		措置状況
<p>① 公の施設と営造物の関係について</p> <p>ヒアリングによれば、アロマスクエア地下駐車場には時間貸し部分（一時使用）と月極め部分（定期使用）とがある。地方自治法第244条の2第3項によれば、指定管理者としての管理ができるのは、「公の施設」の管理に限られている。当該「公の施設」の定義については、地方自治法第244条第1項に「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている。問題は、第一に月極め駐車場（定期使用）が「公の施設」に該当するか否かということであり、第二に当該部分の管理が峻別されているか否かである。第一の点については、一般に、「公の施設は住民の利用に供するための施設である。たとえ、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない」、あるいは、「収益事業のための施設」は「営造物ではあり得ても公の施設ではない」等とされており、月極め部分が公の施設にあたらぬという可能性がある。確かに、『住民』は住民全部を対象とするものではなくても、合理的に一定の範囲を限られた住民であってもよい」とされているが、これは、例えば、アロマスクエアで催し物が行われる際に、地下駐車場を利用して来館する者のような住民を指しているのであって、定期使用を行っている者をすべて含むものではない。とくに、仮に、株式会社・有限会社・個人事業主等の名義の者に、月極め定期許可使用させている場合には、「住民の利用に供するため」の施設と「住民」の限定ができず、また、「福祉を増進する目的をもって」施設とはいえなくなってしまうことから、「収益事業のための施設」すなわち「営造物」であって、「公の施設」には該当しないと考えるのが自然である。また、第二の点については「大田区営アロマ地下駐車場指定管理者募集要項」の別</p>		<p>① 大田区営アロマ地下駐車場は、道路交通の円滑化を図り、公衆の利便に資するとともに、都市機能の維持及び増進に寄与するために、駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定に基づく路外駐車場として、平成10年11月に設置したものであり、「公の施設」の定義の一番目の要件である「住民の福祉を増進する目的」を有している。</p> <p>指摘の第二の要件である「住民の利用に供するための施設」については、一般に自治法にいう「住民」には自然人のみならず法人も含まれると解されているので、法人に対して定期利用を認めていることをもって「公の施設」ではないとする指摘はあたらないと考える。</p>

紙2「指定管理者が行う業務について」(2)ウ～オには定期使用に関する扱いが記載されており、この部分についてもあわせて指定管理者に管理させており、管理が峻別されていないことが明確な状況にある。この点、例えば、大田区産業プラザPIOについては、「公の施設」部分について限定的な取扱いがなされていることに鑑みても、各施設において平仄を合わせた取扱いにする必要があると考える。さらにまた、維持管理費等、経費の按分等分割管理の扱いも含めて扱いを整理されたい。

No.8	指定管理者	部課名
	大田区休養村とうぶ	地域振興部地域振興課
監査の結果		措置状況
<p>①指定管理者の選定について</p> <p>指定管理者選定の際、公募を行わずに(株)信州東御市振興公社を選定している。(株)信州東御市振興公社の内容審査はしており、当社を指定管理者として選定することに問題がない点(欠格事項)は確認しているとのことである。指定管理者制度の導入初年度であり、また平成4年に休養村とうぶの建設を決定して以降、大田区と東御市と深い交流を継続しており、東御市の外郭団体である(株)信州東御市振興公社を指定管理者として選定せざるを得ない事情があったと推測される。しかしながら、本来、更なる区民サービスの向上と行政コストの削減を目的として、指定管理者制度を導入しているのがあるから、選定においても競争入札や公募(プロポーザル)方式等の方法によって、よりよい業者を選定できるよう工夫を図るべきである。なお、平成21年度以降の指定管理者選定に関しては、公募を行う方針とのことである。</p>	<p>①《期 日》「平成20年10月」</p> <p>区民サービスの向上と行政コストの削減を目的として、平成21年度から25年度までの指定管理者選定については、公募(プロポーザル)方式にて実施しました。</p>	
<p>②施設修繕費の負担について</p> <p>協定書上、「施設の維持管理及び見積価格が一件50万円以下の修繕」については指定管理者が負担することになっており、裏返せばそれ以上の支出を伴う修繕等は区が負担することになっている。しかしながら、平成18年度の「中央監視盤修理997,500円」は指定管理者が負担し、平成18年度「進入防止柵設置工事315,000円」、平成19年度「排気管理設移設工事315,000円」については区が負担している。以上のように、修繕費については、どちらが負担するのかが実際には不明瞭な状況にある。平成21年度以降については、公募によって指定管理者を選定とのことであるが、修繕費をはじめとした経費に関して、区と指定管理者の負担をどうするかということについて、明確に取り決めを行い事後のトラブルとならないようにし、また、過度な負担あるいは法的安定性に乏しい状態での運用を行い、一般の業者が公募に参加することを阻むような障壁とならないよう、取扱いを明確にしておくことが大切であると考えられる。</p>	<p>②《期 日》「平成20年4月」</p> <p>平成20年4月以降、施設の修繕については1件につき50万円を境に、厳密に区か指定管理者のどちらが実施するかを明確に定めています。</p> <p>また、平成21年度の「基本協定書」には、上記金額による区分けの他、管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕に係る工事の場合には、区が実施することも明文化した。</p>	

	指定管理者	部課名
No.9-16	大田産業プラザ、大田区立下丸子テンポラリー工場 大田区立本羽田二丁目工場アパート、大田区立本羽田二丁目第2工場アパート、大田区中小企業者賃貸住宅、大田区創業支援施設、大田区新産業創造支援施設、大田区産学連携施設	産業経済部産業振興課
監査の結果		措置状況
<p>①徴収事務について</p> <p>事業報告書において記載されていた平成 20 年 5 月 15 日現在の未収額 3,155,000 円につき、大田区は回収を徹底する必要がある。</p>		<p>①債務者は3社であるが、1社については、未収額の全額 284,000 円を回収済みである。</p> <p>残 2,871,000 円について、他の2社の状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収額 1,341,000 円 <p>弁護士法人より委任契約終了通知（平成 19 年 6 月 25 日付け）を受け、今後の回収方法等について総務課法規担当に相談中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収額 1,530,000 円 <p>平成 21 年 2 月 24 日付けで念書及び債務弁済計画書を収受し、平成 21 年 3 月 10 日に 852,000 円を回収済み。残金 678,000 円については、平成 21 年 11 月より弁済開始予定。</p>